

総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会
省エネルギー小委員会「省エネルギー小委員会意見」に対する意見募集

省エネルギー小委員会意見へのコメント提出

2017年9月4日

郵便番号	102-0082
住所	東京都千代田区一番町17-4
氏名	一般社団法人 日本電機工業会 専務理事 海老塚 清

●頁3～4：3.省エネ投資の促進(1)工場等判断基準

意見：大規模な投資判断実施の促進については、省エネ補助金や省エネ設備投資に係る税負担軽減措置等の拡充による支援を検討頂きたい。

理由：事業者は、その事業活動の中で、規模の大小にかかわらず、投資判断は適切に実施している。その上で、事業者が、より大規模な省エネ投資を進めていく蓋然性を高めていこうとするなら、政府による省エネ補助金の拡充、省エネにも資する生産設備を新設する場合に投資額の特別償却を認めて頂ける等の支援措置が継続的に実施されれば、経営層を巻込んだ投資判断を促進できる可能性がある。

●頁5：3.省エネ投資の促進(2)事業者クラス分け評価制度（SABC評価制度）

意見：クラス分け評価制度は、「原単位改善や産業トップランナー制度の指標」が、その評価に活用されている。実際に、Sクラス事業者で、大規模な省エネ投資について計画・履行し、その結果、原単位改善や産業トップランナー制度の指標に照らして効果が上がっていくようであれば、それを高く評価していくことの検討はあって良いと考える。

他方、投資額の大小や実施の判断は、事業の内容や構造上の変化等も鑑みて検討されることから、それ自身がクラス分けの「評価」に活用されるものではないことを確認しておきたい。

理由：特定事業者/特定連鎖化事業者の事業内容も様々であり、大規模投資ができるタイミングや効果も一様ではない。クラス分けで、投資額の大小が評価されるということではない旨を確認したい。

●頁 6：3.省エネ投資の促進(2)事業者クラス分け評価制度（SABC 評価制度）

意見：B 及び C クラス事業者に対して、「事業者の実情を踏まえた支援を強化するため、エネマネ事業者等の民間ビジネスの活用を検討すべき」とあるが、エネマネ事業者の採用は、あくまで当該企業の判断に委ねるべきである。

理由：企業活動や事業内容も様々であり、必ずしもエネマネ事業者の活用が有効とは言えない。国による立入や現地調査の時点で、これらの活用が有効との判断の上でその採用等を助言すればよいと考える。

●頁 5：3.省エネ投資の促進(2)事業者クラス分け評価制度（SABC 評価制度）及び頁 8：(4)複数事業者による連携省エネ

意見：グループ全体で省エネ取組みを推進し、原単位の改善率がグループ全体で年平均1%を超えており、一部の事業所で、製造品種の再編に伴い大幅に原単位が悪化し、クラス分け後に B 評価（停滞）となっているところもある。実際に、こうした事例も鑑みて、小委員会意見では、事業者及び事業の実情に合わせ、「複数事業者による連携省エネの促進」としてグループ単位での省エネの取組みも、柔軟に、その運用を検討していくとする方向性が示されていると理解している。検討において、こうした事例では、B 評価の扱いにならないような運用を望む。

理由：省エネ法及び関連するクラス分け評価制度の中で、事業者及び事業の実情に合わせて、連携省エネ（グループ全体での取組みの一体化など）も含め、その運用を柔軟にしていくこと、実情を踏まえた評価になるよう検討を進めて頂きたい。

●頁 12：5.その他の課題 (2)機器トップランナー制度

意見：家電製品において、これまで、機器トップランナー制度の下、省エネ機器の開発と共に、実際の使用環境を考慮した機器のエネ効率測定方法についてその開発に努力を払ってきた。その旨は、改めて、ご理解を頂きたい。

今般の省エネルギー小委員会意見では、さらに、「IoT 等を活用して実際の使用環境に応じた省エネを追求する新たな技術」「測定方法については、新たな省エネ技術も適切に評価できる、より実際の使用環境に近い測定方法を検討すべき」となっており、機器の性能自体に加えて、「IoT 等を活用した省エネに資する新たな技術」も評価できる測定方法の検討が示唆されている。

今後、政府におかれでは、示唆される方向での具体的な検討を進めていくことと思われるが、当会も機器メーカーの業界として、「IoT 等の活用」を測定方法としてどのように評価できるのか、議論をしていきたい。